

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第2項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

平成30年11月16日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局長 八木 弘

2 職務代理期間

平成30年11月18日から新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）第12条第1項及び第3項の規定に基づく広域連合長の当選人が定まる日の前日まで